

対象外の方へもこの申請書が届いている場合があります。本書裏面の誓約・同意事項及び注意事項をご確認の上、支給要件に合致する場合は申請締切日（令和7年5月27日）までに申請してください。

（※令和6年夏頃の「新たに住民税非課税世帯等となった世帯への10万円給付」とは支給要件が異なります。必ずご自身で支給要件に合致しているかご確認ください。）

令和6年度 神戸市暮らし支援臨時特別給付金
申請書（請求書）

神戸市長宛

神戸市
受付印

記載内容に相違なく、また本給付金の要件等も確認しました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

申請締切日までに「WEB（e-KOBE※24時間申請可能）での手続き」または「この申請書の返送」を行ってください。

なんらかの事由により指定された支給口座への振込が完了せず、かつ、令和7年6月20日までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。

1. 申請・請求者（世帯主）

申請締切日:令和7年5月27日消印有効

申請・請求者	(フリガナ)		生年月日		現住所
	氏名				
			年 月 日		
	電話	()			

2. 申請者が属する世帯の状況

※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載してください。

課税状況選択欄において、「課税」を選択した方がいる場合は、本給付金は対象外となります。

また「非課税」を選択した方は「令和6年度住民税非課税証明書」の写しの提出が必要です。（詳しくは裏面を確認してください）

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	子ども加算 (平成18年 4月2日以降 生まれの場合)	住所 (申請者と異なる住所に住んでいる場合)	令和6年度 住民税課税状況 (定額減税適用前)
1	(申請者(世帯主))	本人		※世帯主が18歳以下の場合は「世帯主」の子ども加算の申請は出来ません。		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告
2			年 月 日	☐ 申請する ☐ 申請しない		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告
3			年 月 日	☐ 申請する ☐ 申請しない		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告
4			年 月 日	☐ 申請する ☐ 申請しない		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告
5			年 月 日	☐ 申請する ☐ 申請しない		☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告

○子ども加算の対象となる児童は、以下の通りです。

ア 基準日(令和6年12月13日)時点で同一世帯である18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降)

イ 基準日(令和6年12月13日)時点で別世帯だが扶養している児童

ウ 令和6年12月14日から令和7年5月27日までに生まれた児童

コールセンター(TEL:078-771-7201)へご連絡ください。

※イ・ウについては審査の結果、対象外となる場合があります。

3. 申請額・請求額

※誤って記入された場合でも申請内容(子ども加算についての選択)に基づいて、神戸市が算定した金額で給付を行います。

支給額	世帯主3万円 + 18歳以下の児童2万円×	名=合計	万円
-----	-----------------------	------	----

4. 振込口座

下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。(口座名義については、必ず裏面の「提出書類」に記載の注意事項をご確認ください。)

※申請・請求者(世帯主)の口座以外は指定できません。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カタカナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。
金融機関コード	1.銀行 5.農協	本・支店		
	2.金庫 6.漁協	本・支所		
	3.信組 7.信漁連	出張所		
	4.信連	当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)	通帳番号(7桁) (右詰めでご記入ください。)	番号	口座名義(カタカナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。
貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		1	

☒ 金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受取が出来ない方はこちらへチェックしてください。書類返送後、審査の上改めてご連絡します。
なお、振込口座欄の記載 及び 左記☐の両方に記載がある場合には、振込口座への振込を優先します。

裏面も必ずご確認の上、署名をしてください。※署名がない場合、給付金は支給されません。

【誓約・同意事項】

〈共通〉

- ①神戸市暮らし支援臨時特別給付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金）の支給要件（※）に該当します。
※本給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているかわからないときは、子・親等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約に基づく免除の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者は含まれていない。
- ②給付金の支給要件の該当性を審査するため、神戸市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④この申請書は、神戸市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤神戸市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和7年6月20日までに神戸市が申請・請求者に連絡・確認できない場合、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑦神戸市以外の自治体において、同給付金を受給していません。
※自治体によって給付金の名称が異なりますのでご注意ください。

〈子ども加算〉

- ①子ども加算を申請した児童は、全員扶養しています。生計を別にしている児童は含まれていません。

【注意事項】

- ・申請書（請求書）の返送前に、単身世帯の世帯主が亡くなった場合は支給対象外です。
- ・修正申告等で令和6年度が課税となった場合は、本給付の対象外となるため、返還を求める場合があります。
- ・提出された書類は原則返却できません。
- ・申請書（請求書）の提出以降、令和7年5月27日までに新生児が生まれた場合はコールセンター（TEL:078-771-7201）へご連絡ください。
- ・新生児が生まれた場合は、生まれた世帯の課税状況により支給可否を判断します。（別途書類の提出が必要となる場合があります）
- ・神戸市暮らし支援臨時特別給付金担当宛の不着等による郵便事故については、責任を負いかねます。
また、普通郵便ではなく簡易書留等を利用される場合は、ご自身で費用を負担いただいた上で、郵便局の窓口へ差し出してください。

提出書類

- ☒ **令和6年度 神戸市暮らし支援臨時特別給付金 申請書（請求書）（本書）**
※必要事項をご記入ください。
- ☒ **申請・請求者本人確認書類の写し（有効期限にご注意ください。）**
※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、在留カード（外国籍の方）、健康保険証等をご用意ください。
（詳細は記入例もしくは市HPをご確認ください。）
※氏名・住所（申請時点）の記載があるものを添付してください。
※住所変更がある場合、変更後の住所がわかる面のコピーも添付してください。
- ☒ **振込口座を確認できる書類の写し**
※通帳やキャッシュカードの写しなど、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写しを添付してください。
※口座名義がカタカナの場合でも、一部のキャッシュカードではお名前が英字表記となっているものがあります。この場合「振込口座を確認できる書類」としては使用できませんので、記載内容がわかる書類をご用意ください。
- ☒ **〈該当する場合のみ〉**
世帯全員分（未申告の方を除く）の令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の写し
※前回の給付金申請時に当該証明書を提出いただいた方も、基準日時点の税情報を把握する必要があるため、再度ご提出ください。

下記の署名欄の記入漏れや提出書類の不備がある場合は、給付金は受け取れません。

記載内容に相違なく、また本給付金の要件等も確認しました。全ての内容に同意の上、受給を希望します。

年 月 日 申請者氏名

※フルネームで署名してください。署名が困難な方は代筆可能です。